2000.3 発表

# アジア諸国における労働時間関係諸制度の実施状況等に関する調査研究報告書

**「アジア諸国の労働時間関係諸制度の実施状況等調査研究委員会」（＊主査）**

＊香川　孝三（神戸大学大学院国際協力研究科教授）

白木　三秀（早稲田大学政治経済学部教授）

藤川　久昭（青山学院大学法学部助教授）

大友　　有（早稲田大学アジア太平洋研究センター助手）

塩田　正行（連合総合国際局部長）

近年、時短促進法に基づく助成制度の導入や法定労働時間の短縮、更に所定労働時間の短縮に向けた労使の積極的な取り組みもあって、わが国では着実に労働時間の短縮が進展してきた。しかし、平均年間総実労働時間が平成11年度で労働者一人当たり1,848時間であり、平成11年７月に閣議決定された「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」に掲げられている年間総実労働時間1,800時間の達成にはまだ開きがあり、今後改善を図るべき課題は多い。

これまでわが国では、労働時間関係法制度の内容やその運用について、欧米諸国の諸制度や実態等を中心に研究し参考としてきた。しかし、アジア諸国の労働時間関係法制度は、先進欧米諸国の法制度やＩＬＯ基準を積極的に取り入れており、日本の労働基準法よりも高い基準を厳罰付きで定めている（例えば、休日労働の割増率は、日本より著しく高率で５割以上となっている）など注目すべき内容が含まれている。このようにアジア諸国における法制度の導入や運用を実証的に研究することは、今後、日本の労働時間短縮の取り組みに向けた政策のあり方を考える際の参考になると考えられる。

そこで研究委員会（主査・香川孝三神戸大学大学院国際協力研究科教授）を設置し、労働時間関係法制度の基準が日本と同等、もしくはより高次のものを定めていると考えられるアジア諸国、特にタイ、シンガポール及び韓国を対象として、各国の法制度についての解説並びに、現地での労働時間問題に関する労使の慣行や意識についてヒアリング調査を行った。各国の労働時間の現状、及び労働時間関係諸制度の運用について調査研究し、この報告書がまとまった次第である。

**目　次**

第１部　総　論

第２部　アジア各国の労働時間制－検討の視角と本稿の目的

　第１章　タイ　　第２章　シンガポール　　第３章　韓国

第３部　３カ国現地ヒアリング報告

　第１章　タイ　　第２章　シンガポール　　第３章　韓国